



さつま町



猫の適正飼養ガイドライン ～概要版～

ガイドラインでは、人と猫が調和した快適な居住環境の維持向上、人と猫が共生できるまちづくりを図るための基本的なルールを示しています。



<猫を飼う場合のルール>

飼い主は、猫の習性、行動等を理解し、命の大切さを十分理解したうえで、最後まで責任を持って飼いましょう。

～屋内飼養に努める～

猫は屋内で飼うのが基本です。また、地域住民にふん尿で迷惑をかけることもあり、トラブルのもとになりかねません。

～繁殖制限～

適正な飼養ができなくなるおそれがある場合は、繁殖を防止するための不妊・去勢手術を行いましょう。

～健康管理～

毎日の世話を通じて、飼養環境を観察しましょう。猫に異常を感じたときは、早めにかかりつけの獣医師に相談しましょう。

<飼い主のいない猫に接する場合のルール>

飼い主のいない猫を見かけて、やさしさだけで餌を与える行為は、排泄物の問題や望まない繁殖による野良猫の増加など、多くのトラブルを引き起こしかねません。



～餌場の設置と適正管理～

近隣住民等の了承を得て、近隣住民等の生活に支障のない場所を決め、その場所以外では餌をやらないようにしましょう。

～排泄場所の設置と適正管理～

ふん等の排泄物は速やかに始末し、常に清潔にするよう心がけましょう。排泄場所付近の周辺美化に努めましょう。

～不妊・去勢手術の実施～

世話できる頭数を保持し、今以上頭数が増えないように必ず不妊・去勢手術を実施しましょう。

地域猫活動とは

野良猫であっても動物愛護管理法に規定された保護すべき愛護動物であり、捕獲や殺処分が制限されていますが、その一方で、野良猫によるトラブルが後を絶ちません。

そこで、猫の問題を地域の環境問題としてとらえ、公民会等がボランティアや動物愛護団体等と連携し、地域住民の理解と協力を得て、野良猫の不妊・去勢手術を行うとともに、地域でルールと役割を決めて世話をを行うといった活動が、地域猫活動です。



＜猫の侵入防止＞

猫が嫌いな人やアレルギーで近寄れない人もいます。敷地内に入ってきた猫のふん尿に悩まされる場合もあります。猫が家の敷地に入って来られないようにする方法を紹介します。

- 猫よけシートを進入路に置く。
- 食酢や木酢液等を古着や布等に染み込ませて、猫の進入路に置く。
- コーヒー粕やどくだみ茶等の茶殻を庭等にまく。
- ハーブ類を庭に植える。
- 猫は足場の悪い場所には近づかないので、枯れ枝を一面に敷いたり、園芸用の灰をまいたりする。
- 赤外線センサーにより猫が通ると自動感知し、猫の嫌う特殊超音波を発生する市販の機械を設置する。

＜関係者による協働と推進体制＞

人と猫が調和のとれた共生社会を目指すには、町民、地域、動物愛護団体及び行政が、猫に関わる問題を解決するために協働して取り組むことが重要です。



町民

- 法令の遵守
- 動物愛護活動への理解と協力
- 動物の適正な飼養と管理
- 周辺住民への配慮
- 不妊・去勢手術や健康管理における獣医師への相談

地域

- 動物愛護施策への理解と協力
- 地域住民とのコミュニケーション

動物愛護団体

- 行政等との連携協力
- 動物愛護事業の推進
- 専門的手法や情報の共有

さつま町

- ガイドラインなどを通じて猫の適正飼養について、普及啓発の実施
- 地域猫活動の推進

【問合せ先】

〒895-1803 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
 さつま町 町民環境課 環境係
 TEL：0996-53-1111（内線2127・2128）
<http://www.satsuma-net.jp>

